

宮崎県介護事業所におけるICT導入支援事業実施要領

令和元年7月19日
令和2年6月12日一部改正
令和3年7月26日一部改正
宮崎県長寿介護課 定め

1. 事業の目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、ICT化については、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。

そのため、本事業において、介護事業所におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるものである。

2. 事業概要

県内の介護事業所において、ICTを活用して介護記録から請求事務まで一気通貫して行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を補助する。

(1) 対象事業所

介護保険法の指定を受け、宮崎県内にある介護保険事業所のうち、次のサービスを行う事業所

訪問介護*、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問入浴介護、
居宅介護支援 ※一体的に実施する第一号訪問事業を含む

(2) 補助要件等

① 対象ソフト

- ・ 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。
- ・ 居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること（別紙参照）。
- ・ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- ・ 複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる場合も対象とする。

- ・ 既に導入済みである一気通貫の介護ソフトをバージョンアップ若しくは別の介護ソフトに変更する場合も対象とする。
- ・ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。

② 対象タブレット等

- ・ 個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」(令和3年1月)を参考にすること。
- ・ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。

③ 導入計画の作成及び導入状況等の報告

- ・ 本事業においてICT導入を行う事業者は、県が別に定めた様式に沿ってICT導入計画を作成するものとする。
- ・ 当該計画の作成にあたっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer. 1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員の研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましいこと。
- ・ 導入した介護事業所においては、別途通知する内容に基づき、管理者等が導入効果等を記入の上、報告する。(厚労省において公表予定。)
- ・ また、県が必要に応じて、随時状況の報告を求める場合がある。
- ・ ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること(ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はない。)

④ その他

- ・ タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨する。
- ・ 本事業によりICTを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム(Long-term care information system For Evidence ; LIFE(ライフ)。以下、「LIFE」という。)による情報収集に協力すること(本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること)。

(3) 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、モバイルルーター（ポケットwifiルーター）、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費、その他知事が認める経費

[対象経費の留意事項]

- ① 当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。
- ② タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象である（たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものが対象）。
- ③ 既に一気に通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト作成表、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ④ 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする（ただし、通信費は対象とならない）。

[対象外となる経費]

- ① 交付決定前に購入又はリース契約を締結したもの
- ② この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金の交付を受けているもの又は受ける予定のもの
- ③ 既に保有しているソフト及び機器等の廃棄にかかる経費
- ④ 消費税及び地方消費税
- ⑤ 事業所に置くパソコンやプリンター

(4) 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

ア 補助対象経費の実支出額の合計に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額。(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる)

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 (1) LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること。(注1) (2) 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。(注2)	4分の3
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1

イ アで算出した額と、以下に定める職員数に応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

職員数 (注3)	補助上限額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	160万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	260万円

(注1) LIFEへの登録については、データの入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれのCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。

(注2) ここでいう「データ連携」とは、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画などのデータ連携を行っている場合を想定している。

(注3) 職員数は、訪問介護員等の直接処遇職員、ICTの活用が見込まれる管理者等の実人数とする。常勤・非常勤の別は問わない。

(5) 選定基準及び方法

申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で、導入しようとする事業所について、次に掲げる選定基準に照らし、優先順位を決定し、採択する。また、採択事業者に対しては、内示額を記載した通知を送付する。

[選定基準]

- ① 介護ソフトの新規導入を行う事業所（既存の介護ソフトへの業務機能追加、バックオフィス業務ソフトのみの導入、介護ソフトの買い替え及びタブレットのみの導入に比して優先する。）
- ② 事業所の所在地が、中山間地域（全域が中山間地域の18市町村（日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、綾町、西米良村、木城町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町））にある事業所
- ③ 事業計画等の内容から事業効果が高いと判断される事業所

3. 申請手続き等

(1) 提出書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 所要額調書
- ④ 補助対象ソフト、機器等の見積書
- ⑤ 補助対象ソフト、機器等の仕様書及びカタログ
- ⑥ 事業者及び事業所の概要が分かる資料
- ⑦ その他必要と認める書類

※ 採択事業者は、2.(5)の内示額通知後、県の指示する期日までに、⑧交付申請書、⑨納税証明書、⑩特別徴収実施確認・開始誓約書、⑪誓約書を追加提出する。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出する。

(3) 提出・問い合わせ先

〒880-8501（住所不要）

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 居宅介護担当 宛て

※「ICT導入支援事業」と朱書きのこと。

電話 0985-26-7058